

# AIPN(高度産業財産ネットワーク)の 生い立ちと発展

## 審査結果発信手段としての意義

特許庁 総務部国際課  
地域政策室長

大町 真義

**PROFILE**

1990年特許庁入庁。審査官、世界知的所有権機関(WIPO) 開発協力局アジア太平洋部准計画官、特許庁国際課長補佐、審判官、一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授、特許庁総務部企画調査官などを経て、2008年10月より現職。  
主な著作に、「米国のFTA 知的財産戦略と我が国への示唆 - 米国が推進する知財ルールづくりの新機軸がもたらすもの-」(改訂版)、日本機械輸出組合(2007年)、「特許出願のサポート要件と補正・分割の適法性要件との関係に関する考察」、知財管理 56巻 12号 1851頁(2006年)、「リサーチ・ツール等上流技術の特許保護と継続的出願制度」、ジュリスト 1330号 124頁(2007年)など。



### 1 はじめに - AIPN とは

筆者は、2001年、特許庁国際課の担当課長補佐として、外国知的財産庁向けの「インターネットによる審査結果提供」システムの企画・立案に携わった。現在の高度産業財産ネットワーク(AIPN: Advanced Industrial Property Network)である。

本稿では、AIPNの生い立ちとその後の発展を振り返り、このシステムが持つ政策的意義を説明する。

AIPNは、特許出願の一件書類情報を英語で提供し、外国の知的財産庁における審査に資するシステムである。具体的には、出願人が我が国特許庁に提出した明細書等の特許出願に係る書類や、特許公報(特許が付与されている場合)、さらには、拒絶理由通知書、意見書、補正書等の特許出願の審査に係る中間書類を、機械翻訳により英訳し、ネットワークを通じて、他庁にリアルタイムに提供する。そこで、他庁の審査官は、日本に対応特許出願がある出願について審査を行う際、AIPNを利用すれば、①日本の特許出願に特許が付与されている場合、どのような請求項で特許付与に至っているかを知ることができ、また、②さらに必要に応じ、あるいは、特許付与に至っていない場合、審査経過を詳しく追い、たとえば、日本の審査官によりどのような先行技術文献が引用され、どのような拒絶の理由が通知され、出願人が

それに対しどのような対応を行ったかをつぶさに知ることができ、そうした①や②の情報を、自らの審査に活用することができる。(なお、AIPNでは、特許ファミリー情報も提供されるので、日本以外の対応特許出願の所在も知ることができる。)

したがって、AIPNは、我が国特許庁(以下、単に「特許庁」という。)と外国の庁とが、双方の庁に共通して出願されている特許出願について、そのサーチ・審査結果を共有し、審査業務の重複を排除して効率を改善し、審査の質の向上をも目指す「ワーク・シェアリング」を推進する一有力手段となる。また、我が国及び外国に特許出願を行っている出願人にとっては、AIPNがもたらす外国庁での審査の促進を通じ、外国での権利取得の迅速化が図られることが期待される。

外国庁のAIPNへの接続は、希望する庁が特許庁に自らのインターネット接続情報(IPアドレス)を登録することにより可能になる。2009年8月末現在、AIPNに接続登録している庁は、世界中の36の庁に上る(表3を参照)。

AIPNはいま、ワーク・シェアリングのための制度的枠組として重みを増しつつある特許審査ハイウェイ(PPH)を支える基盤としても、役割を果たしている。すなわち、韓国、英国、ドイツ等、特許庁のPPHパートナーの庁に、出願人がPPHの申請を行うに際し、特許庁がAIPNにより審査経過情報を提供している出願

については、これらの庁が AIPN を利用して必要情報を取得することができるため、出願人は、審査経過書類の写しと翻訳の提出を省略することができる。このように、AIPN は、PPH を活用して複数国で権利を取得しようとする出願人の負担を軽減する、情報基盤にもなっている。

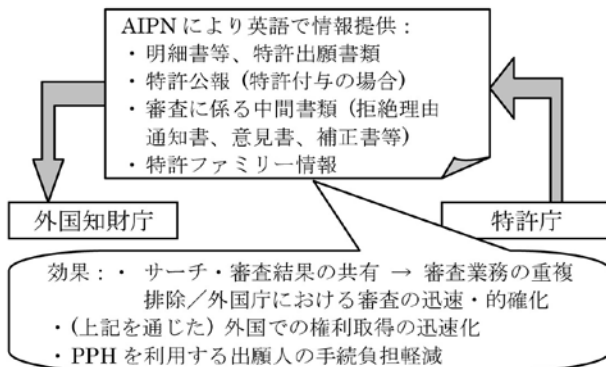


図1 AIPN による提供情報と効果

こうした AIPN の現状は、その多くが8年前の企画・立案時に基礎を置いている部分である一方、そうではない、専らその後の発展による部分もある。

それでは、この AIPN は、どのような狙いをもって生まれ、さらに発展し、現在に至っているのだろうか。次項以降で見ていこう。

## 2

### AIPN 誕生の背景 — 従前の審査協力 —

AIPN 誕生の背景として、従前の、対東南アジアの特許審査協力の状況を振り返ってみる。

特許庁は1999年度まで、タイ知的財産局 (DIP) 及びインドネシア知的財産権総局 (DGIP) を対象として、次のような審査協力を行っていた。すなわち、着手予定の日本起源の特許出願を案件リストの形で特許庁に送ってもらい、特許庁にて、対応日本出願の審査状況を調査、最終審査結果が得られている場合には、かかる結果（特許か拒絶か）と引用文献の番号を先方知的財産庁に知らせる、という審査協力である。件数的には、概ね、

年間200～300程度の案件が特許庁に協力対象候補案件として送られ、日本で最終審査結果が得られている概ね1/3程度の案件について、回答を行っていた。

しかしながら、かかる審査協力には、一定の審査促進効果が認められた反面、相手国（被支援国）側で日本の審査経過情報を把握しにくかったため、日本で審査が終了していない案件について審査協力要請してくるケースが多いという問題があった。

さらに、次のような重要な問題が存在した。

① 請求の範囲の差異が不明という問題：相手国における特許出願と我が国特許出願とが対応出願であるということは、両出願間で請求の範囲が同一であることを何ら保証しない。したがって、対応日本特許出願が拒絶査定に終わったという結果を相手国側に送っても、それが十分意味を持つためには、本来、請求の範囲の比較が行わなければならない。しかし、そのための材料としての、請求の範囲の中身は、先方に提供することなく、結果の伝達のみで留まっていた。（その背景としては、次の②の問題がある。）

② 言語の相違の問題：請求の範囲の比較等を行うためには、たとえば我が国における特許された請求の範囲を、日本語から少なくとも英語に翻訳する必要がある。しかしながら、上記審査協力は、庁から庁への情報の提供であり、出願人を介するものではないことから、翻訳を行うに適当な者はなく、言語の相違に対する手当てが行われていなかった。

③ 回答にかかる時間の問題：基本的に手作業で情報請求と提供が行われていたため、相手国側における要請リストの作成時間をあわせると、回答に至るまでに時間を相当要し、利便性が損なわれていた。

AIPNの企画に当たっては、かかる従前の審査協力の問題点を一挙に克服することを意図した。

もちろん、対応日本出願の審査が行われているか否かという、審査タイミングの問題があり、これは情報提供システムのみで解決できるものではない。しかし、2001年10月に施行された審査請求期間の7年から



3年への短縮により、日本での審査時期の早期化が図られたところ、その効果が期待された。

### 3

## AIPN の生い立ち

さて、AIPNの源流は、2001年、日本の特許審査の経過や結果を英語で、主に東南アジア地域の知的財産庁に提供することを念頭に企画した情報システムである。当時の名称は、略称こそいまと同じAIPNであるが、「アジア産業財産ネットワーク」(Asian Industrial Property Network)であった。この企画は、同年9月11日に東京にて開催した第1回ASEAN+3知的財産庁会合において、日本より構想として発表、好評を博した。

その企画内容は、次のとおりであった。

#### 概要

東南アジア知的財産庁に適合した、審査経過・結果に係る英語情報の提供システムを構築する。当該システムでは、特許電子図書館(IPDL)データベースとリンクした専用サーバを利用、東南アジア知的財産庁がこれにアクセスすることにより、特許ファミリー・データ、特許公報掲載の請求の範囲(特許クレーム)、引用文献等、審査に有用な情報を提供する。

#### 在来システム(英語版IPDL)との相違

在来の英語版IPDLにおいては、インターネットを介した特許文献検索の手段が英語環境にて提供されているものの、我が国対応出願の出願番号の入力により、我が国審査に係る情報を英語環境にて入手できる機能が提供されていない。

これに対し、当該システムでは、接続が許諾された知的財産庁の審査官が、対応日本出願の出願番号(優先権証明書等により特定可能)を入力すれば、日本の審査経過・結果情報を英語環境で入手できる。それにより、庁間での特許審査業務の重複を排除するとともに、当該国における審査の迅速・的確化を図ることが可能。

観点	IPDL (英語版)	AIPN
対象	一般利用者、出願人	外国知財庁 審査官
目的	文献取得及び先行技術調査	審査関連情報取得
入力	文献番号、分類、検索語	対応日本出願番号
提供情報	英語抄録(PAJ)、公開公報、審査経過	左に加え、特許ファミリー、引用文献、特許公報(含特許クレーム)

表1 AIPNの特徴(IPDLとの比較(2001年))

#### 従前の審査協力の問題点の克服

タイやインドネシアとの間で行っていた従前の審査協力においては、上記2. に記した①～③のような問題があったところであるが、AIPNでは、請求の範囲を含む特許公報への自動翻訳の適用により①及び②の問題を克服し、ネットワークの即時性により③の問題も解消することを期した。

#### 対象と公的性格

対象(利用者)としては、専ら外国知的財産庁の審査官等の職員を想定し、それを担保するため、システムは一般公衆に開放することはせず、予め登録された知的財産庁のIPアドレス、またはID及びパスワードを通じてのみ、アクセスすることができるようにする。これにより、AIPNについては、特許庁が外国知的財産庁と審査面での協力を推進するための手段としての、公的な性格を明確にした。

企画の骨格は以上であったが、計画当初のシステムにおいて、現在のAIPNと最も大きく異なる部分は、審査における中間書類(拒絶理由通知書、意見書、補正書等)の提供がなかった点である。これについては、当時は日本語版のIPDLでも、かかる中間書類の提供をしていなかったという事情や、拒絶理由通知書などは出願人にとって不利な情報というため、その提供には一定の慎重さを期すべきではないかとの考え方があったことが、理由となっていた。もっとも、当時の計画でも、IPDLで提供されている審査経過情報を提供するにとどまらず、拒絶理由通知書等で引用されている特許文献について、その番号を表示するほか、そこから当該文献へのリンクが張られていて、かかる引用文献を参照できる

(機械翻訳適用可能) こととなっていたことから、審査結果の提供として一応の水準が確保されていた。

AIPN 構想は、2002 年度(平成 14 年度)の予算化(インターネットによる審査結果提供事業費 5,400 万円)を得て、システム開発が開始、事業化が成った。

AIPN のシステムは、2003 年 6 月に稼働を開始した。1 年後の 2004 年 6 月時点で、中国、韓国、台湾、インドネシア、ベトナムの、アジア地域の知的財産庁と接続がなされたほか、欧州特許庁、米国特許商標庁からの利用も可能となった。

## 4 その後の発展

2004 年 10 月には、このシステムに、上記の中間書類等、審査書類(ドシエ)の情報を提供する機能を追加するとともに、アジア地域以外の庁にも積極的に普及を図ることとし、名称を高度産業財産ネットワークに変更。その背景には、日米欧三極特許庁間で、サーチ・審査結果を利用可能とするシステム環境を整備すべく見解の一致をみたこと(2003 年 11 月)、審査協力の意義はアジア地域に限定されないこと、等があった。さら

に、上記の機能追加の機会にあわせ、機械翻訳の精度向上のため、翻訳ソフトウェアの更新や専門用語辞書の拡充を施した。

## 5 審査結果利用の制度的枠組との関係

AIPN は、他庁での審査結果の利用を促進する手段であるため、審査結果利用の制度的枠組(PPH など)との関係を考えることにより、その特徴がより明瞭になる。そこで、当該観点から説明を行う。

### (1) 修正実体審査(MSE)制度との関係

いわゆる MSE (Modified Substantive Examination) は、出願人が提出する他庁の対応特許出願の審査結果を活用することによる、簡略審査の制度である。

具体的には、出願人が、所定の庁における対応特許出願の審査結果を提出するとともに、当該対応出願との間で請求の範囲も対応するよう、必要な補正を行った場合に、提出された審査結果を参照することにより、一部の特許要件についての審査を省略するなど簡略な審査を行う。採用国は多くないが、アジア太平洋地域では、シンガポール、マレーシア、及び豪州がある(国により、

年	2001	2002	2003	2004		2007
AIPN	企画立案	開発開始	供用開始	機能拡張		
星(*1) MSE	EPA 交渉	所定庁化		利用性向上(*3)		
マレーシア MSE	庁間交渉	所定庁化	2006 年 利用性向上(*4)	→		
PPH(*2)						日韓、 日英

(\*1) 「星」はシンガポール。EPA は経済連携協定。

(\*2) ここで「PPH」とあるのは、AIPN により、出願人が審査関連書類の翻訳を第 2 庁に提出する必要がない、負担軽減が図られた PPH を挙げている。

(\*3) 星特許法・規則改正による、所定庁審査結果の提出期限緩和(優先日より 28 月→最長 60 月)。

(\*4) マレーシア特許法・規則改正による、所定庁審査結果の提出期限緩和(出願日より 4 年→5 年)。PCT 加入による、MSE 対象の国際出願への拡張。

表 2 AIPN と MSE 及び PPH に係る年譜



制度の名称は異なる)。そのうち、シンガポール、マレーシア両国とは、2001年、AIPNの企画と同時期、特許庁を所定庁と指定するよう交渉を行い、いずれも2002年に実現した（非英語圏の特許庁として初）。これにより、両国において、対応日本出願への特許に基づく、特許付与の仕組みが形成された。

2001年当時、AIPNと、特許庁のMSE所定庁化は、東南アジアにおいて日本の審査結果の活用を図る、車の両輪としてとらえていた。すなわち、MSEは、出願人が選択により利用する、法令上の根拠を有した制度的枠組であるのに対し、AIPNは、出願人が介在しない庁間の情報提供システムである点で、互いに特徴を異にする。そして、AIPNについては、MSE制度を有しない国でも有効な、我が国審査結果の活用促進手段として、MSEと相互補完的な政策と位置付け、その実現を推進したのである。

## (2) PPH との関係

PPHは、出願人が選択により用いる、他庁審査結果利用のための制度的枠組といえる点で、MSEと共通するが、もともと日米特許庁間で始まった（2006年7月試行開始）ことからわかるように、審査結果利用の

流れは、本来、双方向的なものであるといえ、MSEのように、一方向的なものではない。ここで、第2庁は、MSEの場合のように簡略審査を行うことまでが予定されているわけではなく、早期の審査を行うこととしている。他方、PPHは、庁間の取極めに基づく運用によるものであり、MSEのように、当該国の法令で規定されていないものではない。

このように、PPHは、庁間の情報システムであるAIPNとは異なり、MSEと同様、出願人が利用する制度的枠組ではありながら、MSEにみる拘束力はない。その裏返しで、MSEより柔軟性を有し、当該観点では、PPHはMSEよりもAIPNとの親和性が高いといっただろう。してみれば、PPHはAIPNとMSEとの中間に位置しているといえなくもない。

上記1. に記したように、AIPNは、PPHを利用する出願人の負担を軽減する庁間の情報システムとして、役割を果たすに至っている。これは、上記4. にて触れた、審査書類の情報を提供する機能をAIPNが獲得したことに依っている。換言すれば、2004年の当該機能拡張により、AIPNは、MSEとの相互補完的な位置付けから発展し、PPHを支える基盤としても機能するようになったといえることができる。

国・地域	年月	国・地域	年月	国・地域	年月
ベトナム	03.07	マレーシア	05.01	ブラジル	06.10
インドネシア	03.11	豪州	05.03	インド	07.04
欧州	03.12	フィンランド	05.04	フランス	07.05
韓国	04.03	デンマーク	05.05	ギリシャ	07.05
中国	04.03	スペイン	05.05	ポーランド	07.06
米国	04.04	ロシア	05.06	メキシコ	07.10
台湾	04.06	スウェーデン	05.07	ハンガリー	08.10
英国	04.07	ルーマニア	05.07	スロバキア	08.12
ドイツ	04.07	オランダ	05.08	カザフスタン	09.03
フィリピン	04.10	ノルウェー	05.11	スリランカ	09.03
カナダ	05.01	オーストリア	06.01	チェコ	09.06
タイ	05.01	スイス	06.09	モロッコ	09.07

表3 AIPN登録国・地域と登録年月(2009年8月末現在)

## 6 おわりに

以上、AIPNについて、生い立ちに焦点を当てつつ、MSEやPPHとの関係にも照らし、このシステムが持つ政策的意義を説明した。

最後に、かかる意義の増大を期待しつつ、JP-FIRSTとの関係につき、一言触れておく。

JP-FIRSTとは、“JP - Fast Information Release Strategy”の略であり、特許庁の審査結果を早期発信し、かかる審査結果の外国知的財産庁における利用を促進する、特許出願審査の方針である。

具体的には、パリ優先権主張の基礎となる特許出願のうち、出願日から2年以内に審査請求されたものを、他の出願に優先して審査着手する。当該審査着手は、審査請求と出願公開のいずれか遅い方の日から、原則6か月以内に行う、というものである。

このJP-FIRSTは、2008年4月より実施されている。上記2.にも記したとおり、AIPNで提供する情報の充実は、審査タイミングに深く関係しているところ、JP-FIRSTのような施策がAIPNの利用性、さらには存在意義を高めていくことが期待される。